

平成 1 9 年 6 月 6 日提出

給与等状況報告書

鳥 取 県

目 次

(1)	財団法人	とっとり政策総合研究センター給与等状況報告書	1
(2)	財団法人	鳥取県情報センター給与等状況報告書	5
(3)	財団法人	鳥取県文化振興財団給与等状況報告書	9
(4)	財団法人	鳥取童謡・おもちゃ館給与等状況報告書	13
(5)	財団法人	鳥取県国際交流財団給与等状況報告書	17
(6)	財団法人	鳥取県観光事業団給与等状況報告書	21
(7)	財団法人	とっとりコンベンションビューロー給与等状況報告書	26
(8)	財団法人	鳥取県臓器バンク給与等状況報告書	30
(9)	財団法人	鳥取県天神川流域下水道公社給与等状況報告書	33
(10)	財団法人	鳥取県食鳥肉衛生協会給与等状況報告書	37
(11)		鳥取県住宅供給公社給与等状況報告書	41
(12)	財団法人	鳥取県産業振興機構給与等状況報告書	45
(13)	地方独立行政法人	鳥取県産業技術センター給与等状況報告書	49
(14)	財団法人	米子勤労総合福祉センター給与等状況報告書	53
(15)	財団法人	ふるさと鳥取県定住機構給与等状況報告書	55
(16)	財団法人	鳥取県農業開発公社給与等状況報告書	58
(17)	財団法人	鳥取県野菜価格安定基金協会給与等状況報告書	62
(18)	財団法人	鳥取県造林公社給与等状況報告書	65
(19)	財団法人	鳥取県栽培漁業協会給与等状況報告書	69
(20)		鳥取県土地開発公社給与等状況報告書	73
(21)	財団法人	暴力追放鳥取県民会議給与等状況報告書	77
(22)	財団法人	鳥取県教育文化財団給与等状況報告書	81

(報告内容)

- 1 職員給与費の状況 (平成18年度)
- 2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)
- 3 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)
- 4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成19年4月1日現在)
- 5 職員給料の調整額の状況 (平成18年度)
- 6 職員手当の状況 (平成19年4月1日現在)
 - ・ 期末手当・勤勉手当
 - ・ 退職手当
 - ・ 時間外勤務手当
 - ・ 管理職手当
 - ・ 扶養手当
 - ・ 住居手当
 - ・ 通勤手当
 - ・ その他
- 7 役員の報酬等の状況 (平成19年4月1日現在)
- 8 給与制度の変更

(留意事項)

個人情報保護のため、対象者2名以下の場合には、個人が特定できない情報のみ記載しています。

(1) 財団法人 とっとり政策総合研究センター 給与等状況報告書

1 職員給与費の状況 (平成18年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
10人	35,541千円	3,199千円	10,217千円	48,957千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

研 究 員		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
373,333円	402,666円	32歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考	
一 般 職	大学卒	166,796円	鳥取県職員の例による
	高校卒	135,632円	
研 究 員	大学院 修士課程 以上	250,000円 ~ 420,000円	経歴、業績等を考慮して決定

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	経験年数	経験年数				備考
		5年	10年	20年	30年	
一 般 職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
研 究 員	大学院 修士課程 以上	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況（平成18年度）

制度なし

（注）調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容				
期末手当 勤勉手当	（支給割合）				
	区分	期末手当		勤勉手当	
	6月期	1.3 (1.5)	月分	0.71 (-)	月分
	12月期	1.5 (1.5)	月分	0.71 (-)	月分
	計	2.8 (3.0)	月分	1.42 (-)	月分
（注）（ ）内の数値は、研究員の支給割合です。 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有					
（平成18年度実績）					
支給総額		支給職員数	一人当たり 平均支給額		
10,216,941円		8人	1,277,118円		
退職手当 （県の規定に 準ずる）	（支給率）				
	区分	自己都合		勸奨・定年	
	勤続20年	23.5月分		30.55月分	
	勤続25年	33.5月分		41.34月分	
	勤続35年	47.5月分		59.28月分	
勤続40年	53.5月分		59.28月分		
（その他の加算措置） ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） ・在職期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額を加算					
（経過措置） 平成18年4月1日から施行された退職手当の規定による額が、施行日前日において改正前の算定方法により計算した額より下がることとなる職員に対する保障措置を設ける。					
（平成18年度実績） 該当なし					
時間外勤務 手当 （県の規定に 準ずる）	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額	
	平成18年度	652,828円	4人	163,207円	

区 分	内 容					
	対象職員	支 給 月 額				
管理職手当 (県の規定に準ずる)	一定の管理または監督の地位にある職員	9級(1種) 125,088円、8級(2種) 91,180円、 7級(2種) 85,845円、7級(3種) 68,676円、 7級(4種) 60,140円、6級(3種) 64,505円、 6級(4種) 56,454円、6級(5種) 48,403円				
		(平成18年度実績) 該当なし				
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円			
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円			
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円			
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円			
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算			
		(平成18年度実績)		1人当たり平均支給月額	28,750円	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給			
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)			
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額			
		(平成18年度実績)		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
				1,431,000円	5人	23,850円
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用している職員	ア 交通機関等利用者	次の又はのうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額55,000円>			

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
	イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給	
	ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算	
	エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金に相当する額(1ヶ月あたり3,000円を上限とする。)	
	オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。	
	(平成18年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	425,530円	7人	5,066円
7 役員の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)			
区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	500,000円	制度なし	

(2) 財団法人 鳥取県情報センター給与等状況報告書

1 職員給与費の状況 (平成18年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
66人	280,678千円	65,438千円	115,883千円	461,999千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

一 般 職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
361,540円	483,735円	45.5歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一 般 職	大学卒	166,796 円 鳥取県職員の例による
	高校卒	135,632 円 鳥取県職員の例による

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
		円	円	円	円	
一 般 職	大学卒	- 円	円	369,570円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況 (平成18年度)

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容																					
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ずる）	（支給割合） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.3月分</td> <td style="text-align: center;">0.71月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.5月分</td> <td style="text-align: center;">0.71月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.8月分</td> <td style="text-align: center;">1.42月分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">職制上の段階、職務の級等による加算措置 有</p> （平成18年度実績） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">一人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">115,883,039円</td> <td style="text-align: center;">66人</td> <td style="text-align: center;">1,755,803円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.3月分	0.71月分	12月期	1.5月分	0.71月分	計	2.8月分	1.42月分	支給総額	支給職員数	一人当たり平均支給額	115,883,039円	66人	1,755,803円
区分	期末手当	勤勉手当																				
6月期	1.3月分	0.71月分																				
12月期	1.5月分	0.71月分																				
計	2.8月分	1.42月分																				
支給総額	支給職員数	一人当たり平均支給額																				
115,883,039円	66人	1,755,803円																				
退職手当 （県の規定に準ずる）	（支給率） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">自己都合</th> <th style="text-align: center;">勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">勤続20年</td> <td style="text-align: center;">23.5月分</td> <td style="text-align: center;">30.55月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続25年</td> <td style="text-align: center;">33.5月分</td> <td style="text-align: center;">41.34月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続35年</td> <td style="text-align: center;">47.5月分</td> <td style="text-align: center;">59.28月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続40年</td> <td style="text-align: center;">53.5月分</td> <td style="text-align: center;">59.28月分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">（その他の加算措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） ・在職期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額を加算 <p style="margin-left: 20px;">（経過措置）</p> <p style="margin-left: 20px;">平成18年4月1日から施行された退職手当の規定による額が、施行日前日において改正前の算定方法により計算した額より下がることとなる職員に対する保障措置を設ける。</p> <p style="margin-left: 20px;">（平成18年度実績）</p> <p style="margin-left: 40px;">1人当たり平均支給月額 26,065,416円</p>				区分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続40年	53.5月分	59.28月分			
区分	自己都合	勸奨・定年																				
勤続20年	23.5月分	30.55月分																				
勤続25年	33.5月分	41.34月分																				
勤続35年	47.5月分	59.28月分																				
勤続40年	53.5月分	59.28月分																				
時間外勤務手当	年 度	支給総額	支給対象職員数	1人当たり平均支給年額																		
	平成18年度	40,335,978円	54人	746,962円																		

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	局長	月額 85,845円	
		部長・参事	" 56,454円 ~ 64,505円	
		副部長	" 48,403円 ~ 56,454円	
		(平成18年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額	
	8,503,080円	12人	59,049円	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円	
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円	
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		1人につき5,000円を加算
		(平成18年度実績)		
			支給総額	支給職員数
	9,103,000円	40人	18,964円	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまで)	
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額	
		(平成18年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額	
	2,816,900円	36人	6,520円	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>	

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 特別急行列車等 を利用する職員	支給単位期間の通勤に要する特別急行料金等の2分の1の額(1月当たり2万円を上限とする。ただし、特別急行列車の場合は上限なし。)
		エ 駐車料金を負担 している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金に相当する額(1ヶ月あたり3,000円を上限とする。)
		オ ノーマイカーデ ー運動に参加する 場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。
	(平成18年度実績)		
支給総額		支給職員数	1人当たり 平均支給月額
4,402,857円		57人	6,436円
単身赴任 手当 (県の規定に 準ずる)	公署を異にする 異動等に伴い、 同居していた配 偶者と別居し、 単身で生活する 職員	月額23,000円 (加算額は鳥取県の例による)	
		(平成18年度実績) 1人当たり平均支給月額 23,000円	
7 役員の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)			
区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	326,400円	6月期 1.3月分 12月期 1.5月分	

(3) 財団法人 鳥取県文化振興財団給与等状況報告書

1 職員給与費の状況 (平成18年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
32人	93,587千円	22,520千円	33,334千円	149,441千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
253,919円	293,994円	41.8歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考			
独自給料表	<table border="1"> <tr> <td>大学卒</td> <td rowspan="2">その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。</td> </tr> <tr> <td>高校卒</td> </tr> </table>	大学卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。	高校卒	
大学卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。				
高校卒					

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備 考
		大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況（平成18年度）

制度なし

（注）調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容									
賞 与	（支給割合）									
	区 分	給料月額に 乗じる割合(A)	扶養手当に 乗じる割合(B)							
	6月期	1.80月分	1.17月分							
	12月期	1.82月分	1.24月分							
	計	3.62月分	2.41月分							
	<p>（注）支給額は(A)+(B) 扶養手当に一定の割合を乗じて得た額を支給</p> <p>職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無</p> <p>（平成18年度実績） 県派遣職員2名分含む（県給与条例適用）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">一人当たり 平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">33,334,577円</td> <td style="text-align: center;">32人</td> <td style="text-align: center;">1,057,948円</td> </tr> </tbody> </table>				支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額	33,334,577円	32人	1,057,948円
支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額								
33,334,577円	32人	1,057,948円								
退職手当 （中小企業退職 金共済制度）	<p>（支給額）</p> <p>勤続20年 4,266,560円 勤続25年 5,473,280円 勤続35年 8,073,280円 勤続40年 9,468,640円</p> <p>（その他の加算措置） 無</p> <p>（平成18年度実績） 1人当たり平均支給額 57,600円 （ 円）</p> <p>（注）1 （ ）内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への 支給実績を再掲したものです。 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した 一般職員に支給された平均額です。</p>									
時間外勤務 手当 （県の規定に準 ずる）	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額						
	平成18年度	6,533,236円	21人	311,106円						

区 分	内 容			
	対象職員	支 給	月 額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	常務理事 10,000円		
		事務局長 5,000円		
		館長 55,000円		
		部長、室長 45,000円		
		副部長 35,000円		
		課長 30,000円		
		(平成18年度実績)		
		県派遣職員2名分含む(県給与条例適用)		
		支給総額	支給職員数	
		5,356,956円	11人	
			1人当たり平均支給月額	
			40,583円	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円	
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円	
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	
			15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
			(平成18年度実績)	
			支給総額	支給職員数
			3,503,000円	18人
		1人当たり平均支給月額	16,218円	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)	
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額	
			(平成18年度実績)	
			支給総額	支給職員数
	2,655,847円	20人	1人当たり平均支給月額	
			11,066円	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用している職員	ア 交通機関等利用者	次の又はのうちの、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>	

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
	イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給	
	ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算	
	エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金を相当する額(1ヶ月あたり3,000円を上限とする。)	
	オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。	
	(平成18年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	4,471,660円	25人	14,906円

7 役員の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	100,000円		
常務理事	県派遣職員であり、県給与条例を適用		
監 事	監査 1日当たり 30,000円以内 理事会出席 1日当たり 10,200円以内		

(4) 財団法人 鳥取童謡・おもちゃ館給与等状況報告書

1 職員給与費の状況(平成18年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計
12人	34,201千円	5,094千円	12,241千円	51,536千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

一般職			専門職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
210,513円	247,946円	43歳	186,926円	256,027円	28歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	153,664 円 鳥取県給料表に準ずる 行政職 1 級 1 9 号の 2 % カット
	高校卒	円
専門職	大学卒	153,664 円 鳥取県給料表に準ずる 行政職 1 級 1 9 号の 2 % カット
	高校卒	円

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
		円	円	円	円	
一般職	大学卒	円	円	円	円	
	高校卒	円	円	円	円	
専門職	大学卒	円	円	円	円	
	高校卒	円	円	円	円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況（平成18年度）

制度なし

（注）調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当 （県・市の規定に準ずる）	（支給割合）			
	区分	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.3月分	0.71月分	
	12月期	1.5月分	0.71月分	
	計	2.8月分	1.42月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			
	（平成18年度実績）			
	支給総額	支給職員数	一人当たり平均支給額	
	12,240,934円	12人	1,020,078円	
退職手当	財団法人鳥取童謡・おもちゃ館退職手当支給規程により、退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金給付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。 （平成18年度実績） 該当なし			
時間外勤務手当	年 度	支給総額	支給対象職員数	1人当たり平均支給年額
	平成18年度	1,826,216円	12人	152,185円

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当 (県・市の規定に準ずる)	一定の管理または監督の地位にある職員	職員の給与は、財団法人鳥取童謡・おもちゃ館給与規定第4条第2項により、県又は市の例に準じ理事長が定めるものとされているが、これまで財団独自の職員が管理職に就いた例がないため定めを行っていない。		
		(平成18年度実績) 該当なし		
扶養手当 (県・市の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円	
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円	
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算	
		(平成18年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
987,000円	6人	13,708円		
住居手当 (県・市の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)	
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額	
		(平成18年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
1,203,000円	9人	11,139円		
通勤手当 (県・市の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額 55,000円 >	

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 特別急行列車等 を利用する職員	制度なし
		エ 駐車料金を負担 している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金の相当する額（1ヶ月あたり3,000円を上限とする。）
		オ ノーマイカーデ ー運動に参加する 場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。
	（平成18年度実績）		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	1,077,868円	9人	9,980円

7 役員の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	319,600円	6月期 1.30月分 12月期 1.50月分	45%加算 45%加算

(5) 財団法人 鳥取県国際交流財団給与等状況報告書

1 職員給与費の状況 (平成18年度)

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
8人	18,363千円	3,377千円	3,434千円	25,174千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

国際交流推進員職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
160,775円	178,786円	32歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	初任給	備考
国際交流推進員職	大学卒	156,200円
	高校卒	156,200円
		公社等職員の基準給料・主事級最低額に1.1を乗じた額。

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
国際交流推進員職	大学卒	160,775円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況 (平成18年度)

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当 （次長級以上は 県の規定に準 ずる）	（支給割合）			
	区 分	期末手当	勤勉手当	
	6 月期	0.235 月分 (1.3) 《 1.3 》	0.075 月分 (0.71) 《 0.7 》	
	1 2 月期	0.265 月分 (1.5) 《 1.5 》	0.075 月分 (0.71) 《 0.7 》	
	計	0.5 月分 (2.8) 《 2.8 》	0.15 月分 (1.42) 《 1.4 》	
（注）（ ）内は事務局長、《 》が次長の支給割合です。 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有				
（平成18年度実績）				
支給総額		支給職員数	一人当たり 平均支給額	
3,434,192円		8人	429,274円	
退職手当 （県の規定に準 ずる）	（支給率）			
	区 分	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	23.5月分	30.55月分	
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	
	勤続40年	53.5月分	59.28月分	
（その他の加算措置） ・定年前早期退職特例措置 制度なし ・在職期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額を加算				
（経過措置） 平成18年4月1日から施行された退職手当の規定による額が、施行日前日において改正前の算定方法により計算した額より下がることとなる職員に対する保障措置を設ける。				
（平成18年度実績）				
		1人当たり平均支給額	468,600円	
時間外勤務 手当	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成18年度	1,604,975 円	8 人	200,622 円

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	該当なし	
		(平成18年度実績) 該当なし	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
		(平成18年度実績) 該当なし	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額
		(平成18年度実績) 1人当たり平均支給月額 25,250円	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の又はのうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
		工 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金を相当する額（1ヶ月あたり3,000円を上限とする。）
		オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。
	（平成18年度実績）		
		支給総額	支給職員数
	1,165,600円	8人	12,142円

7 役員の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
常 務 理 事	226,100 円	6月期 2.0月分 12月期 2.2月分	

- ・ 役員の報酬は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。（寄附行為第18条）
- ・ 常務理事については、常勤のため「公社等職員の基準給料」事務局長職の5%カット後の金額の給料及び県職員の規程に準ずる手当を支払うこととしている。
- ・ 常務理事以外は非常勤のため無報酬としている。

8 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前
給料月額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用～3年未満 156,200円 ・ 勤続3年後で経験・成績等が良好と認めた場合 161,690円 県職員初任給額170,200円に0.95を乗じた額。	156,200円 公社等職員の基準給料・主事級最低額142,000円に1.1を乗じた額。年次による定期昇給はなし。

(2) 適用日 平成19年4月1日

(6) 財団法人 鳥取県観光事業団給与等状況報告書

1 職員給与費の状況 (平成18年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計
46人	142,101千円	29,145千円	33,528千円	204,774千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

一般職 (41人)		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
272,961円	334,035円	44歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	143,450円 (5%カット)
	高校卒	127,300円 (5%カット)

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	円	円	円	円
高校卒		円	円	円	円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況 (平成18年度)

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容																
期末手当 勤勉手当	（支給割合）																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">0.7月分</td> <td style="text-align: center;">0.7月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">0.7月分</td> <td style="text-align: center;">0.7月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">1.4月分</td> <td style="text-align: center;">1.4月分</td> </tr> </tbody> </table>			区分	期末手当	勤勉手当	6月期	0.7月分	0.7月分	12月期	0.7月分	0.7月分	計	1.4月分	1.4月分		
区分	期末手当	勤勉手当															
6月期	0.7月分	0.7月分															
12月期	0.7月分	0.7月分															
計	1.4月分	1.4月分															
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有																	
（平成18年度実績）																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">一人当たり 平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">33,527,536 円</td> <td style="text-align: center;">44 人</td> <td style="text-align: center;">761,989 円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額	計	33,527,536 円	44 人	761,989 円						
区分	支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額														
計	33,527,536 円	44 人	761,989 円														
退職手当 （県の規定に準 ずる）	（支給率）																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">自己都合</th> <th style="text-align: center;">勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">勤続20年</td> <td style="text-align: center;">23.50月分</td> <td style="text-align: center;">30.55月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続25年</td> <td style="text-align: center;">33.50月分</td> <td style="text-align: center;">41.34月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続35年</td> <td style="text-align: center;">47.50月分</td> <td style="text-align: center;">59.28月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続40年</td> <td style="text-align: center;">53.50月分</td> <td style="text-align: center;">59.28月分</td> </tr> </tbody> </table>			区分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続40年	53.50月分
区分	自己都合	勸奨・定年															
勤続20年	23.50月分	30.55月分															
勤続25年	33.50月分	41.34月分															
勤続35年	47.50月分	59.28月分															
勤続40年	53.50月分	59.28月分															
（その他の加算措置） <ul style="list-style-type: none"> ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） ・在職期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額を加算 																	
（経過措置） <p>平成18年4月1日から施行された退職手当の規定による額が、施行日前日において改正前の算定方法により計算した額より下がることとなる職員に対する保障措置を設ける。</p>																	
（平成18年度実績）																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり 平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">22,669,325 円</td> <td style="text-align: center;">5 人</td> <td style="text-align: center;">4,533,865 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(21,799,125円)</td> <td style="text-align: center;">(3 人)</td> <td style="text-align: center;">(7,266,375円)</td> </tr> </tbody> </table>				支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給額	22,669,325 円	5 人	4,533,865 円	(21,799,125円)	(3 人)	(7,266,375円)					
支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給額															
22,669,325 円	5 人	4,533,865 円															
(21,799,125円)	(3 人)	(7,266,375円)															
（注）1 （ ）内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した一般職員に支給された平均額です。																	

時間外勤務手当 (県の規定に準ずる)	年 度	支給総額	支給対象職員数	1人当たり平均支給年額	
		平成18年度	2,514,886 円	28 人	89,817 円
区分	内 容				
	対象職員	支 給 月 額			
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	施設長 給料月額 の 14 %			
		シニアマネージャー 給料月額 の 10 %			
		(平成18年度実績)			
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額	
		7,271,784 円	17 人	35,646 円	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者		12,000 円	
		イ 配偶者以外の扶養親族		6,000 円	
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人		6,500 円	
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人		11,000 円	
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子		1人につき5,000円を加算	
		(平成18年度実績)			
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額	
		6,474,000 円	32 人	16,859 円	

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築または購入の日から5年を経過するまでの間)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額
		(平成18年度実績)	
		支給総額	支給職員数
	4,798,730円	30人	13,330円
通勤手当	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の又はのうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算
		(平成18年度実績)	
		支給総額	支給職員数
	8,085,600円	45人	14,973円
単身赴任手当 (県の規定に準ずる)	異動等で転居して配偶者と別居するようになった職員	交通距離 60km以上100km未満 23,000円 100km以上300km未満 29,000円	
		(平成18年度実績)	該当なし

7 役員の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	319,600 円	6 月期 1.4 月分 1 2 月期 1.4 月分	

(7) 財団法人 とっとりコンベンションビューロー給与等状況報告書

1 職員給与費の状況 (平成18年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
22人	68,762千円	12,078千円	21,524千円	102,364千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

一 般 職			任期付一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
256,415円	306,407円	40歳	249,444円	274,343円	37歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	- 円 その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。
	高校卒	- 円 その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。
任期付一般職	大学卒	- 円 その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。
	高校卒	- 円 その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

区分		経験年数				備考
		5年	10年	20年	30年	
一般職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	199,800円	317,800円	- 円	
任期付一般職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

（注） 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額状況（平成18年度）

制度なし

（注）調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区分	内 容																		
期末手当 勤勉手当	<p>（支給割合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.3月分</td> <td>0.71月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.5月分</td> <td>0.71月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.8月分</td> <td>1.42月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>職制上の段階、職務の級等による加算措置 なし</p> <p>（平成18年度実績）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>一人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21,523,909円</td> <td>20人</td> <td>1,076,196円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.3月分	0.71月分	12月期	1.5月分	0.71月分	計	2.8月分	1.42月分	支給総額	支給職員数	一人当たり平均支給額	21,523,909円	20人	1,076,196円
	区分	期末手当	勤勉手当																
6月期	1.3月分	0.71月分																	
12月期	1.5月分	0.71月分																	
計	2.8月分	1.42月分																	
支給総額	支給職員数	一人当たり平均支給額																	
21,523,909円	20人	1,076,196円																	
退職手当	<p>（支給率） 財団法人とっとりコンベンションビューロー職員退職手当規程により、退職金の支給は独立行政法人勤労者共済機構・中小企業退職共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。</p> <p>（その他の加算措置） なし</p> <p>（平成18年度実績） 該当なし</p>																		

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）						
区分	内 容					
時間外勤務手当 （県の規定に準ずる）	年 度	支給総額	支給対象職員数	1人当たり平均支給年額		
	平成18年度	4,399,427円	19人	231,549円		
区分	内 容					
	対象職員	支 給 月 額				
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	事務局長兼誘致部長	月額64,505円			
		館長	月額40,000円			
		課長	月額35,000円			
		（平成18年度実績）				
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額		
		2,534,604円	5人	42,243円		
扶養手当 （県の規定に準ずる）	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円			
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円			
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円			
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円			
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子			1人につき5,000円を加算	
		（平成18年度実績）				
				支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
				2,197,000円	9人	20,343円
住居手当 （県の規定に準ずる）	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給			
		イ 自宅居住者	2,500円（新築・購入の日から5年を経過するまでの間）			
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額			
		（平成18年度実績）				
				支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		649,000円	8人	6,760円		

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額 55,000円 >
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金を相当する額(1ヶ月あたり3,000円を上限とする。)
		オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。
	(平成18年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	2,297,630円	22人	8,703円

7 役員の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
専 務 理 事	500,000円	6月期	2.0月分
		12月期	2.0月分

(8) 財団法人 鳥取県臓器バンク給与等状況報告書

1 職員給与費の状況 (平成18年度)

給 与 費	2,482千円
-------	---------

(注) 給与費には退職手当を含みません。

3 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
コーディネーター職	大学卒	178,850円 県医療職(三)の2級4号級相当に準ずる。 (2%カット)
	短大3卒	176,792円 県医療職(三)の2級3号級相当に準ずる。 (2%カット)
	短大2卒	174,734円 県医療職(三)の2級2号級相当に準ずる。 (2%カット)
	准看護師養成所卒	148,470円 県医療職(三)の1級2号級相当に準ずる。 (2%カット)

5 職員給料の調整額の状況 (18年度)

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	内 容												
期末手当 勤勉手当 (県の規定に準ずる)	(支給割合)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.3月分</td> <td>0.71月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.5月分</td> <td>0.71月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.8月分</td> <td>1.42月分</td> </tr> </tbody> </table>	区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.3月分	0.71月分	12月期	1.5月分	0.71月分	計	2.8月分	1.42月分
	区分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.3月分	0.71月分										
12月期	1.5月分	0.71月分											
計	2.8月分	1.42月分											
職制上の段階、職務の級等による加算措置	なし												
(平成18年度実績) 1人当たり平均支給額	837,312円												

区 分	内 容															
退職手当 (県の規定に準ずる)	<p>(支給率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>23.5月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>33.5月分</td> <td>41.34月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.5月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>勤続40年</td> <td>53.5月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 制度なし</p> <p>(平成18年度実績) 1人当たり平均支給額 240,240円</p> <p>(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した一般職員に支給された平均額です。</p>	区分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続40年	53.5月分	59.28月分
区分	自己都合	勸奨・定年														
勤続20年	23.5月分	30.55月分														
勤続25年	33.5月分	41.34月分														
勤続35年	47.5月分	59.28月分														
勤続40年	53.5月分	59.28月分														
時間外勤務手当 (県の規定に準ずる)	<p>(平成18年度実績) 1人当たり平均支給額 186,706円</p>															

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	制度なし	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
		(平成18年度実績) 該当なし	

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額
		(平成18年度実績) 1人当たり平均支給月額 27,000円	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額 55,000円 >
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 特別急行列車等を利用する職員	支給単位期間の通勤に要する特別急行料金等の2分の1の額(1月当たり2万円を上限とする。ただし、特別急行列車の場合は上限なし。)
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金の相当する額(1ヶ月あたり3,000円を上限とする。)
		オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。
		(平成18年度実績) 該当なし	
7 役員の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)			
区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
制度なし			

(9) 財団法人 鳥取県天神川流域下水道公社給与等状況報告書

1 職員給与費の状況 (平成18年度)

職 員 数	給 与 費			
	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計
10人	37,708千円	4,627千円	15,805千円	58,140千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成18年7月までは10人、8月から平成19年3月までは9名です。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
339,408円	378,154円	45.4歳

- (注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。
 3 役員一名分は算入していません。

3 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
大 学 卒	153,664円	県より6.0号下位
高 校 卒	129,164円	〃

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	経験年数				備考
	5年	10年	20年	30年	
大 学 卒	円	円	円	円	
高 校 卒	円	円	円	円	

- (注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況 (平成18年度)

該当なし

- (注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	（支給割合）			
	区分	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.3月分 (1.1)	0.71月分 (0.91)	
	12月期	1.5月分 (1.3)	0.71月分 (0.91)	
	計	2.8月分 (2.4)	1.42月分 (1.82)	
	（注）（ ）内の数値は、特定幹部職員の支給割合です。 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
	（平成18年度実績）			
	支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額	
	17,332,317円	10人	1,733,231円	
退職手当 （県の規定に 準ずる）	（支給率）			
	区分	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	23.5月分	30.55月分	
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	
	勤続40年	53.5月分	59.28月分	
	（その他の加算措置） ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） ・在職期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額を加算			
	（経過措置） 平成18年4月1日から施行された退職手当の規定による額が、施行日前日において改正前の算定方法により計算した額より下がることとなる職員に対する保障措置を設ける。			
	（平成18年度実績） 該当なし			
時間外勤務 手当	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成18年度	765,221円	9人	85,025円

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当 (県の規定に準ずる)	一定の管理または監督の地位にある職員	行政職(再任用以外の職員)の場合 9級(1種)125,088円、8級(2種)91,180円、 7級(2種)85,845円、7級(3種)68,676円、 7級(4種)60,140円、6級(3種)64,505円、 6級(4種)56,454円、6級(5種)48,403円		
		(平成18年度実績) 1人当たり平均支給月額 65,839円		
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円	
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円	
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算	
		(平成18年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
1,448,000円	8人	15,083円		
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)	
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額	
		(平成18年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
669,300円	6人	9,296円		
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用している職員	ア 交通機関等利用者	次の又はのうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円~46,400円を支給	

区 分	内 容			
	対象職員	支 給	月 額	
		ウ 特別急行列車等 を利用する職員	支給単位期間の通勤に要する特別急 行料金等の2分の1の額(1月当 たり2万円を上限とする。ただし、特 別急行列車の場合は上限なし。)	
		エ 駐車料金を負担 している場合	公共交通機関及び自動車等による通 勤している職員が、公共交通機関の 利用に伴って駐車場を利用し、駐車 料金を負担することを常態としてい る場合に、当該駐車料金を相当する 額(1ヶ月あたり3,000円を上限とす る。)	
		オ ノーマイカーデ ー運動に参加する 場合	通勤のため自動車等を使用すること を常例とする職員において、ノーマ イカーデー運動に参加する場合に、 月3回の公共交通機関の利用料金の 増減を考慮する。	
		(平成18年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
756,000円	7人	9,000円		
特殊勤務 手当	終末処理施設 等の保守管理 業務、管渠内 の作業、下水 ・汚泥等の検 査業務、高圧 電線、配電盤 等の作業に従 事した職員	1)終末処理施設等保 守管理業務手当	4時間以上作業に従事した日 1日につき290円支給	
		2)管渠内作業手当	作業に従事した日 1日につき560円支給 (4時間に満たないときは、336円)	
		3)下水等検査業務手 当	作業に従事した日 1日につき290円支給	
		4)高圧配電線路等保 守作業手当		
		(平成18年度実績)		
支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額		
162,446円	4人	3,384円		
7 役員の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)				
区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考	
理事長	326,400円	6月期 1.3月 12月期 1.5月	45%加算	
・報酬額、手当額は削減後の額です。				

(10) 財団法人 鳥取県食鳥肉衛生協会給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成18年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
8人	22,776千円	2,877千円	8,397千円	34,050千円

（注）職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

食鳥検査員（専門職）			事務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
217,000円	237,281円	63.2歳	202,577円	231,768円	46.5歳

（注）1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分	初任給	備考
食鳥検査員（専門職）	大学卒	217,000円 月額 固定
	高校卒	
事務職	大学卒	238,000円 月額 固定
	短大卒	148,000円 行政職1-13（上限1-40）

4 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
		円	円	円	円	
食鳥検査員（専門職）	大学卒	円	円	円	円	
	高校卒	円	円	円	円	
事務職	大学卒	円	円	円	円	
	高校卒	円	円	円	円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準じる）	（支給割合）			
	区分	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.3月分	0.71月分	
	12月期	1.5月分	0.71月分	
	計	2.8月分	1.42月分	
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
	（平成18年度実績）			
	支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額	
	8,397,323円	8人	1,049,665円	
退職手当	（支給率）			
	区分	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	12月分	12月分	
	勤続25年	15月分	-月分	
	勤続35年	21月分	-月分	
	勤続40年	24月分	-月分	
	（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 制度なし			
	（平成18年度実績） 該当なし			
時間外勤務 手当	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成18年度	460,265円	7人	65,752円
区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理ま たは監督の地 位にある職員	制度なし		

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
扶 養 手 当 (県の規定に準じる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円
		イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人	6,000円
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
	(平成18年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
990,000円	6人	13,750円	
住 居 手 当 (県の規定に準じる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまで間)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額
	(平成18年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
81,000円	6人	1,125円	
通 勤 手 当 (県の規定に準じる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額55,000円 >
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金を相当する額（1ヶ月あたり3,000円を上限とする。）
		オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。
	（平成18年度実績）		
		支給総額	支給職員数
	1,082,400円	8人	11,275円
特殊勤務手当	食鳥検査員	食鳥処理場に勤務している場合	食鳥検査員（県派遣職員）が、食鳥検査に従事する場合、と畜検査手当に相当する額（月額22,000円）
		（平成18年度実績） 1人当たり平均支給月額 22,000円	
7 役員の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）			
区 分	報酬年額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	円 10,200	制度なし	
理 事	10,200		

(11) 鳥取県住宅供給公社給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成18年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
7人	31,274千円	2,254千円	12,971千円	46,499千円

（注）職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
377,081円	398,944円	49歳

（注）1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分	初任給	備考
一般職	大学卒	166,796円 鳥取県職員の例による
	高校卒	135,632円 "

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況（平成18年度） 該当なし

（注）調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容																		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ずる）	（支給割合） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.3 月分</td> <td>0.71 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.5 月分</td> <td>0.71 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.8 月分</td> <td>1.42 月分</td> </tr> </tbody> </table>				区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.3 月分	0.71 月分	12月期	1.5 月分	0.71 月分	計	2.8 月分	1.42 月分			
	区分	期末手当	勤勉手当																
6月期	1.3 月分	0.71 月分																	
12月期	1.5 月分	0.71 月分																	
計	2.8 月分	1.42 月分																	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有																			
（平成18年度実績） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>一人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,971,557円</td> <td>7人</td> <td>1,853,080円</td> </tr> </tbody> </table>				支給総額	支給職員数	一人当たり平均支給額	12,971,557円	7人	1,853,080円										
支給総額	支給職員数	一人当たり平均支給額																	
12,971,557円	7人	1,853,080円																	
退職手当 （県の規定に準ずる）	（支給率） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>23.5月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>33.5月分</td> <td>41.34月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.5月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>勤続40年</td> <td>53.5月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> </tbody> </table>				区分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続40年	53.5月分	59.28月分
	区分	自己都合	勸奨・定年																
勤続20年	23.5月分	30.55月分																	
勤続25年	33.5月分	41.34月分																	
勤続35年	47.5月分	59.28月分																	
勤続40年	53.5月分	59.28月分																	
（その他の加算措置） <ul style="list-style-type: none"> ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） ・在職期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額を加算 （経過措置） 平成18年4月1日から施行された退職手当の規定による額が、施行日前日において改訂前の算定方法により計算した額より下がることとなる職員に対する保障措置を設ける。																			
（平成18年度実績） 該当なし																			
時間外勤務手当 （県の規定に準ずる）	年 度 平成18年度	支給総額 219,955円	支給対象職員数 7人	1人当たり平均支給年額 31,422円															
区 分	内 容																		
	対象職員	支 給 月 額																	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	事務局長 68,676円又は64,505円 事務局次長 56,454円 参 事 48,403円																	
		（平成18年度実績） 該当なし																	

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
扶 養 手 当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として 配偶者、子 等を有する職 員	ア 配偶者	12,000円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の 扶養親族のうち1人	6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人	11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子	1人につき 5,000円を 加算
	(平成18年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
1,290,500円	6人	17,924円	
住 居 手 当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受 け月額12,000 円を超える家 賃を支払って いる職員又は 自宅に居住し ている世帯主 である職員	ア 借家・借間居住 者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで 支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年 を経過するまでの間)
		ウ 単身赴任手当受 給者で配偶者の居 住する借家・借間 を借り受けている 者	借家・借間居住者の例により算出し た額の2分の1に相当する額
	(平成18年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
70,500円	4人	1,469円	
通 勤 手 当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等 を利用し、又は 自動車等を使 用して通勤し ている職員	ア 交通機関等利用 者	次の 又は のうち、支給単位期間 当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券 の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400 円を支給
		ウ 公署を異にする 異動等に伴い特別 急行列車等を利用 することとなった 職員	1か月の特別急行料金等の2分の 1の額(2万円を限度)を加算 (ただし、特別急行列車は上限なし)

区 分	内 容			
	対象職員	支 給	月 額	
		工 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金を相当する額（1ヶ月あたり3,000円を上限とする。）	
		オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。	
		（平成18年度実績）		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		673,320円	7人	8,016円
単身赴任手当 (県の規定に準ずる)	単身赴任している職員	23,000円 + 加算額 加算額 6,000円 ~ 45,000円（最高限度額68,000円）		
		（平成18年度実績）該当なし		
7 役員の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）				
区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当		備 考
理 事 長	326,400 ^円	6月期 12月期	1.1月分	加算率45%
理 事	292,940		1.3月分	

(12) 財団法人 鳥取県産業振興機構給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成18年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
11人	44,564千円	7,144千円	17,841千円	69,549千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
338,239円	370,748円	46.0歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分	初任給	備考
一般職 (県の規定に 準ずる)	大学卒	166,796円 行政職給与表1級25号(2%カット)
	高校卒	135,632円 行政職給与表1級5号(2%カット)

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
		円	円	円	円	
一般職	大学卒	円	円	円	円	
	高校卒	円	円	円	円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況（平成18年度）

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容																		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ずる）	（支給割合） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.3月分 (1.1)</td> <td>0.71月分 (0.91)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.5月分 (1.3)</td> <td>0.71月分 (0.91)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.8月分 (2.4)</td> <td>1.42月分 (1.82)</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）（ ）内の数値は、理事長の支給割合です。</p> <p>職制上の段階、職務の級等による加算措置 有</p>				区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.3月分 (1.1)	0.71月分 (0.91)	12月期	1.5月分 (1.3)	0.71月分 (0.91)	計	2.8月分 (2.4)	1.42月分 (1.82)			
	区分	期末手当	勤勉手当																
6月期	1.3月分 (1.1)	0.71月分 (0.91)																	
12月期	1.5月分 (1.3)	0.71月分 (0.91)																	
計	2.8月分 (2.4)	1.42月分 (1.82)																	
（平成18年度実績） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>一人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,840,880円</td> <td>11人</td> <td>1,621,898円</td> </tr> </tbody> </table>					支給総額	支給職員数	一人当たり平均支給額	17,840,880円	11人	1,621,898円									
支給総額	支給職員数	一人当たり平均支給額																	
17,840,880円	11人	1,621,898円																	
退職手当 （県の規定に準ずる）	（支給率） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>23.5月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>33.5月分</td> <td>41.34月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.5月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>勤続40年</td> <td>53.5月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>（その他の加算措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） ・在職期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額を加算 <p>（経過措置）</p> <p>平成18年4月1日から施行された退職手当の規定による額が、施行日前日において改正前の算定方法により計算した額より下がることとなる職員に対する保障措置を設ける。</p>				区分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続40年	53.5月分	59.28月分
	区分	自己都合	勸奨・定年																
勤続20年	23.5月分	30.55月分																	
勤続25年	33.5月分	41.34月分																	
勤続35年	47.5月分	59.28月分																	
勤続40年	53.5月分	59.28月分																	
時間外勤務手当	年 度	支給総額	支給対象職員数	1人当たり平均支給年額															
	平成18年度	1,534,065円	9人	170,452円															
区 分	内 容																		
管理職手当 （県の規定に準ずる）	対象職員	支 給 月 額																	
	一定の管理または監督の地位にある職員	理事長	125,088円																
		事務局長	56,454円																
		（平成18年度実績）	1人当たり平均支給月額 68,335円																

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
扶 養 手 当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
		(平成18年度実績)	
		支給総額	支給職員数
	2,439,000円	7人	29,036円
住 居 手 当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額
	(平成18年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	651,000円	7人	7,750円
通 勤 手 当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	支給単位期間の通勤に要する特別急行料金等の2分の1の額(1月当たり2万円を上限。ただし特別急行列車の場合は、上限なし。)

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤をしている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金を相当する額（1ヶ月あたり3,000円を上限とする。）
		オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。
	（平成18年度実績）		
		支給総額	支給職員数
	1,236,000円	11人	9,364円

7 役員の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理事長	474,524円	年 2.6月	45%加算

(13) 地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター 給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成18年度） 該当なし

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

一般職			研究職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
369,365円	467,222円	43.4歳	353,685円	439,236円	41.2歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		初 任 給	備 考
一般職	大学卒	166,796円	県の規定に準じる。 行政職給料表1級25号（2%カット）
	高校卒	135,632円	県の規定に準じる。 行政職給料表1級5号（2%カット）
研究職	大学院博士課程卒	222,130円	県の規定に準じる。 研究職給料表1級53号（3%カット）
	大学院修士課程卒	193,746円	県の規定に準じる。 研究職給料表1級37号（2%カット）
	大学卒	171,304円	県の規定に準じる。 研究職給料表1級25号（2%カット）

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		経験年数				備考
		5年	10年	20年	30年	
一般職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
研究職	大学卒	296,480 円	358,706 円	- 円	426,897 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況
(平成18年度) 該当なし

6 職員手当の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	内 容																
期末手当 勤勉手当 (県の規定に準じる)	(支給割合) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.3 月分 (1.1)</td> <td style="text-align: center;">0.71 月分 (0.91)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.5 月分 (1.3)</td> <td style="text-align: center;">0.71 月分 (0.91)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.8 月分 (2.4)</td> <td style="text-align: center;">1.42 月分 (1.82)</td> </tr> </tbody> </table> (注)()内の数値は、特定幹部職員の支給割合です。 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 (平成18年度実績) 該当なし		区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.3 月分 (1.1)	0.71 月分 (0.91)	12月期	1.5 月分 (1.3)	0.71 月分 (0.91)	計	2.8 月分 (2.4)	1.42 月分 (1.82)			
区分	期末手当	勤勉手当															
6月期	1.3 月分 (1.1)	0.71 月分 (0.91)															
12月期	1.5 月分 (1.3)	0.71 月分 (0.91)															
計	2.8 月分 (2.4)	1.42 月分 (1.82)															
退職手当 (県の規定に準じる)	(支給率) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">自己都合</th> <th style="text-align: center;">勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">勤続20年</td> <td style="text-align: center;">23.5月分</td> <td style="text-align: center;">30.55月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続25年</td> <td style="text-align: center;">33.5月分</td> <td style="text-align: center;">41.34月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続35年</td> <td style="text-align: center;">47.5月分</td> <td style="text-align: center;">59.28月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続40年</td> <td style="text-align: center;">53.5月分</td> <td style="text-align: center;">59.28月分</td> </tr> </tbody> </table> (その他の加算措置) ・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) ・在職期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額を加算 (平成18年度実績) 該当なし		区分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続40年	53.5月分	59.28月分
区分	自己都合	勸奨・定年															
勤続20年	23.5月分	30.55月分															
勤続25年	33.5月分	41.34月分															
勤続35年	47.5月分	59.28月分															
勤続40年	53.5月分	59.28月分															
時間外勤務手当 (県の規定に準じる)	(平成18年度実績) 該当なし																
区 分	内 容																
	対象職員	支 給 月 額															
管理職手当 (県の規定に準じる)	一定の管理または監督の地位にある職員	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">一般職</td> <td style="width: 10%;">7級</td> <td style="width: 10%;">3種</td> <td style="width: 10%;">68,676円</td> </tr> <tr> <td>研究職</td> <td>4級</td> <td>3種</td> <td>69,549円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4級</td> <td>4種</td> <td>60,819円</td> </tr> </table> (平成18年度実績) 該当なし	一般職	7級	3種	68,676円	研究職	4級	3種	69,549円		4級	4種	60,819円			
一般職	7級	3種	68,676円														
研究職	4級	3種	69,549円														
	4級	4種	60,819円														
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">ア</td> <td style="width: 80%;">配偶者</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">12,000円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>配偶者以外の扶養親族</td> <td style="text-align: right;">6,000円</td> </tr> </table>	ア	配偶者	12,000円	イ	配偶者以外の扶養親族	6,000円									
ア	配偶者	12,000円															
イ	配偶者以外の扶養親族	6,000円															

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
(県の規定に準じる)		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
		(平成18年度実績) 該当なし	
住居手当 (県の規定に準じる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額
		(平成18年度実績) 該当なし	
通勤手当 (県の規定に準じる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額 55,000円 >
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金の相当する額(1ヶ月あたり3,000円を上限とする。)
		オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。
		(平成18年度実績) 該当なし	

区 分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
単身赴任手当 (県の規定に準じる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 23,000円 + 加算額 [加算額] 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。
		(平成18年度実績) 該当なし
放射線取扱手当 (県の規定に準じる)	放射線を金属に対して照射する作業を行う職員	月額 5,500円 (1か月間に外部放射線を被曝し、その時以降線量が100マイクロシーベルト以上であった場合)
		(平成18年度実績) 該当なし
有害物等取扱手当 (県の規定に準じる)	毒物及び劇物等を取り扱う職員	職員が業務に従事した日1日につき 300円
		(平成18年度実績) 該当なし

7 役員の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	877,850 円	なし	下記のとおり業績給を支給
理 事	661,540		
非 常 勤 理 事	161,990	なし	
非 常 勤 監 事	1日につき30,000円		

理事長及び理事の業績給

評価委員会による法人の業績評価結果、個人評価、経歴等を反映した業績給を6月期及び12月期に支給する。

(14) 財団法人 米子勤労総合福祉センター給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成18年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
9人	8,398千円	4,344千円	1,341千円	14,083千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

5 職員給料の調整額の状況（平成18年度）

勤務箇所	対象職員	対象人数	支給総額
厨房	調理職員	3人	2,337,690円

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況

区分	内容			
期末手当 勤勉手当	(平成18年度実績)			
	支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額	
	1,340,700円	9人	148,967円	
退職手当	(平成18年度実績)			
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給額	
	16,661,300円	9人	1,851,255円	
時間外勤務 手当	年度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成18年度	555,791円	9人	61,755円

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	(平成18年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		635,720円	3人	35,318円
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	(平成18年度実績) 1人当たり平均支給月額 12,067円		
住居手当	住宅を借り受け月額円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	(平成18年度実績) 該当なし		
通勤手当	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	(平成18年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		110,800円	6人	3,078円

(15) 財団法人 ふるさと鳥取県定住機構給与等状況報告書

1 職員給与費の状況(平成18年度)

給与費	8,788千円
-----	---------

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

(参考) 嘱託職員給与費の状況

職員数	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
12人	24,358千円	-	-	24,358千円

3 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)
制度なし

5 職員給料の調整額の状況(平成18年度)
該当なし

6 職員手当の状況(平成19年4月1日現在)

区分	内 容												
期末手当 勤勉手当 (県の規定に準ずる)	(支給割合) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.3月分</td> <td>0.71月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.5月分</td> <td>0.71月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.8月分</td> <td>1.42月分</td> </tr> </tbody> </table> 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 (平成18年度実績) 1人あたり平均支給額 2,263,380円	区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.3月分	0.71月分	12月期	1.5月分	0.71月分	計	2.8月分	1.42月分
区分	期末手当	勤勉手当											
6月期	1.3月分	0.71月分											
12月期	1.5月分	0.71月分											
計	2.8月分	1.42月分											
退職手当 (県の規定に準ずる)	退職手当は、県の支給基準によって算定した額を基準として理事長が定める。 (平成18年度実績) 該当なし												
時間外勤務手当 (県の規定に準ずる)	(平成18年度実績) 該当なし												

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当 (県の規定に準ずる)	一定の管理または監督の地位にある職員	事務局長 68,676円 (平成18年度実績) 1人当たり平均支給月額 73,252円	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
		(平成18年度実績) 1人当たり平均支給月額 12,750円	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまで)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額
		(平成18年度実績) 該当なし	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用している職員	ア 交通機関等利用者	次の又はのうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額 55,000円 >
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 特別急行列車等を利用する職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算

区 分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
	エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等により通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金を相当する額（1ヶ月あたり3,000円を上限とする。）
	オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。
	(平成18年度実績) 該当なし	

7 役員の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
該当なし			

・役員には報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には支給することができる。

(16) 財団法人 鳥取県農業開発公社給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成18年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
6人	22,391千円	1,940千円	8,533千円	32,864千円

（注）職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
312,949円	331,716円	50歳

（注）1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分	初任給	備考
一般職	大学卒	152,880円
	高校卒	130,650円
		県より6号下位 カット率は県より+0.5%（2.5%）

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分	経験年数	経験年数				備考
		5年	10年	20年	30年	
一般職	大学卒	-円	-円	-円	-円	
	高校卒	-円	-円	-円	-円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況（平成18年度）

制度なし

（注）調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容																		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ずる）	（支給割合）																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.3月分</td> <td>0.71月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.5月分</td> <td>0.71月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.8月分</td> <td>1.42月分</td> </tr> </tbody> </table>	区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.3月分	0.71月分	12月期	1.5月分	0.71月分	計	2.8月分	1.42月分	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有					
区分	期末手当	勤勉手当																	
6月期	1.3月分	0.71月分																	
12月期	1.5月分	0.71月分																	
計	2.8月分	1.42月分																	
退職手当 （県の規定に準ずる）	（平成18年度実績）																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>一人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,532,474円</td> <td>6人</td> <td>1,422,079円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	一人当たり平均支給額	8,532,474円	6人	1,422,079円	（支給率）											
支給総額	支給職員数	一人当たり平均支給額																	
8,532,474円	6人	1,422,079円																	
退職手当 （県の規定に準ずる）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>23.5月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>33.5月分</td> <td>41.34月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.5月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>勤続40年</td> <td>53.5月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> </tbody> </table>				区分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続40年	53.5月分	59.28月分
	区分	自己都合	勸奨・定年																
勤続20年	23.5月分	30.55月分																	
勤続25年	33.5月分	41.34月分																	
勤続35年	47.5月分	59.28月分																	
勤続40年	53.5月分	59.28月分																	
時間外勤務手当	（その他の加算措置） <ul style="list-style-type: none"> ・定年前早期退職特例措置（1.5%～10.5%加算） ・在籍期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月費を合計した額を加算 																		
	（経過措置） 平成18年4月1日から施行された退職手当の規定による額が、施行日前日において改正前の算出方法により計算した額より下がることとなる職員に対する保障措置を設ける。																		
時間外勤務手当	（平成18年度実績） 該当なし																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>支給総額</th> <th>支給対象職員数</th> <th>1人当たり平均支給年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>576,379円</td> <td>3人</td> <td>192,126円</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	支給総額	支給対象職員数	1人当たり平均支給年額	平成18年度	576,379円	3人	192,126円										
年 度	支給総額	支給対象職員数	1人当たり平均支給年額																
平成18年度	576,379円	3人	192,126円																

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	制度なし	
扶 養 手 当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
		(平成18年度実績)	支給総額
	852,000円	3人	23,667円
住 居 手 当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)
		(平成18年度実績)	1人当たり平均支給月額
通 勤 手 当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の又はのうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額55,000円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 特別急行列車等を利用する職員	支給単位期間の通勤に要する特別急行料金等の2分の1の額(1月当たり2万円を上限とする。ただし、特別急行列車の場合は上限なし。)
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金の相当する額(1ヶ月あたり3,000円を上限とする。)

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
		オ ノーマイカーデ ー運動に参加する 場合	通勤のため自動車等を使用すること を常例とする職員において、ノーマ イカーデー運動に参加する場合に、 月3回の公共交通機関の利用料金の 増減を考慮する。
		(平成18年度実績)	
		支給総額	支給職員数
		484,800円	4人
			1人当たり 平均支給月額 10,100円

7 役員の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
専 務 理 事 (兼)事務局長	円 249,935 (カット率3.5%)	6月期 12月期	1.3月分 1.5月分 勤勉手当 6月期0.725月分 12月期0.725月分

(17) 財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成18年度）

給 与 費	3,776千円
-------	---------

（注）職員手当には退職手当を含みません。

3 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
事務職	職員給与規程 第10条 基本給は本人の満年齢、学齢、能力、経歴等を参酌して理事長が定める。	
	大学卒	
	高校卒	

5 職員給料の調整額の状況（平成18年度） 制度なし

（注）調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容												
期末手当 勤勉手当	<table border="1"> <caption>（支給割合）</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月期</td> <td>1.4 月分</td> <td>- 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.7 月分</td> <td>- 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.1 月分</td> <td>- 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区分	期末手当	勤勉手当	7月期	1.4 月分	- 月分	12月期	1.7 月分	- 月分	計	3.1 月分	- 月分
	区分	期末手当	勤勉手当										
7月期	1.4 月分	- 月分											
12月期	1.7 月分	- 月分											
計	3.1 月分	- 月分											
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有 （平成18年度実績） 1人当たり平均支給額 702,370円												

区 分	内 容		
退職手当	(支給率)		
	区分	自己都合	
	勤続20年	32月分	
	勤続25年	45月分	
	勤続35年	70月分	
	勤続40年	80月分	
	(その他の加算措置) 制度なし		
	(平成18年度実績) 該当なし		
	(注) 1 ()内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した一般職員に支給された平均額です。		
時間外勤務手当	(平成18年度実績) 該当なし		
区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	制度なし	
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	職員給与規程 第14条 家族手当は主としてその職員の収入によって生計を維持する扶養家族について、次の基準により支給する。	
		配偶者	2,500円
		18歳未満及び在学中の子のうち 第1順位	1,500円
		第2順位	1,500円
		その他1人につき	1,000円
		満60才以上の父母及び祖父母、満18才未満の孫及び弟妹1人につき	1,500円
心身に重い障害を有する家族1人につき	1,500円		
	(平成18年度実績) 該当なし		
住居手当	住宅を借り受け月額 - 円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	職員給与規程 第20条 住居手当は理事長が必要と認めた場合は、支給することができる。	
		(平成18年度実績) 1人当たり平均支給月額 29,170円	

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
通勤手当	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	<p>職員給与規程</p> <p>第16条 通勤手当は通勤に鉄道及びバスを利用する職員で1ヶ月定期料金の合計額が2,800円を超える場合その差額を支給する。</p> <p>第17条 通勤区間は勤務地より居住地までの最寄りの駅あるいは停留所を基点とし、鉄道、バスの併行線のあるときはいずれか低料金を基準とする。 但し、通勤の事情により理事長の許可をえた場合はこのかぎりではない。</p> <p>第18条 通勤手当の認定は届出によるものとし、事項発生の日から消滅の月まで支給する。</p>	
(平成18年度実績) 該当なし			
7 役員の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)			
区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
該当なし			

(18) 財団法人 鳥取県造林公社給与等状況報告書

1 職員給与費の状況(平成18年度)

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
6人	24,829千円	2,715千円	9,891千円	37,435千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

技術職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
372,312円	390,687円	55.5歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区分	初任給	備考
技術職職	大学卒	166,796円
	高校卒	135,632円
		鳥取県職員の例による

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
技術職	大学卒	円	円	円	円	
	高校卒	円	円	円	円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況(平成18年度)

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	（支給割合）			
	区分	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.3月分	0.71月分	
	12月期	1.5月分	0.71月分	
	計	2.8月分	1.42月分	
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無			
	（平成18年度実績）			
	支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額	
	9,891,265 円	6 人	1,648,544 円	
退職手当 （支給率のみ 県の規定に 準ずる）	（支給率）			
	区分	自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
	勤続40年	53.50月分	59.28月分	
	（その他の加算措置） 制度なし			
	（平成18年度実績） 該当なし			
時間外勤務 手当 （県の規定に 準ずる）	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成18年度	481,215円	4 人	120,303円

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	制度なし	
扶 養 手 当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子員	ア 配偶者	12,000円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
		(平成18年度実績)	
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
819,000円	4人	16,058円	
住 居 手 当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額
		(平成18年度実績)	
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
378,000円	5人	6,300円	
通 勤 手 当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用している職員	ア 交通機関等利用者	次の又はのうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給
		ウ 特別急行列車等を利用する職員	支給単位期間の通勤に要する特別急行料金等の2分の1の額(1月当たり2万円を上限とする。ただし、特別急行列車の場合は上限なし。)

区 分	内 容			
	対象職員	支 給	月 額	
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金を相当する額（1ヶ月あたり3,000円を上限とする。）	
		オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。	
		（平成18年度実績）		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		1,036,800円	6人	14,400円
単身手当 (県の規定に準ずる)	単身での生活を常況とし、通勤困難な職員	鳥取県単身赴任手当認定要領に基づく	月額23,000円+加算額6,000円 (交通距離100km以上300km未満)	
		（平成18年度実績）該当なし		
7 役員の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）				
区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考	
理 事 長	289,000円	6月期 1.1 月分 12月期 1.3 月分	加算率 級別 20 管理職 25 計 1.45	
副 理 事 長	-	-	県農林水産部長	

(19) 財団法人 鳥取県栽培漁業協会給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成18年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
8人	28,624千円	6,049千円	11,593千円	46,266千円

（注）職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
302,200円	368,687円	44歳

（注）1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分	初任給	備考
一般職	大学卒 高校卒	年齢、採用前の経験年数、責任の度合い、他の職員との均衡を考慮して、理事長が定める。

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
		円	円	円	円	
一般職	大学卒	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況（平成18年度）

制度なし

（注）調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当	（支給割合）			
	区分	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.3月分	職務能率評価制度による	
	12月期	1.5月分	（同上）	
	計	2.8月分		
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有			
	（平成18年度実績）			
	支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額	
	11,593,029円	8人	1,449,129円	
退職手当	財団法人鳥取県栽培漁業協会職員退職手当支給規程により、退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は掛金月額と掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。 （平成18年度実績） 該当なし			
時間外勤務 手当	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成18年度	2,638,611円	8人	329,826円

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	事務局長 制度なし		
		(平成18年度実績) 該当なし		
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円	
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円	
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算	
		(平成18年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
1,659,000円	7人	19,750円		
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまで間)	
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額	
		(平成18年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
919,500円	5人	15,325円		
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額55,000円 >	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給	

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金を相当する額(1ヶ月あたり3,000円を上限とする。)
		オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。
		(平成18年度実績)	
		支給総額	支給職員数
813,600円	8人	8,475円	
潜水手当 (県の規定に準ずる)	潜水器具を着用して潜水作業に従事した職員	潜水作業に従事した時間1時間につき、次に掲げる潜水深度の区分に応じる額	
		ア 2.0メートルまで	310円
		イ 3.0メートルまで	780円
		ウ 3.0メートルを超えるとき	1,500円
		(平成18年度実績)	
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額	
18,300円	5人	305円	
7 役員の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)			
区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
制度なし			

(20) 鳥取県土地開発公社給与等状況報告書

1 職員給与費の状況(平成18年度)

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
6人	27,721千円	3,873千円	11,620千円	43,214千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
360,872円	432,770円	49歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区分	初任給	備考
一般職	大学卒	156,506円 県職員の4号級下位
	高校卒	131,320円 "

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
		大学卒	-円	-円	-円	
一般職	高校卒	-円	-円	-円	-円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況(平成18年度)

該当なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容																	
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ずる）	（支給割合）																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.3月分</td> <td>0.71月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.5月分</td> <td>0.71月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.8月分</td> <td>1.42月分</td> </tr> </tbody> </table>	区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.3月分	0.71月分	12月期	1.5月分	0.71月分	計	2.8月分	1.42月分	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有				
区分	期末手当	勤勉手当																
6月期	1.3月分	0.71月分																
12月期	1.5月分	0.71月分																
計	2.8月分	1.42月分																
退職手当 （県の規定に準ずる）	（平成18年度実績）																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>一人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11,619,577円</td> <td>6人</td> <td>1,936,596円</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	一人当たり平均支給額	11,619,577円	6人	1,936,596円											
支給総額	支給職員数	一人当たり平均支給額																
11,619,577円	6人	1,936,596円																
退職手当 （県の規定に準ずる）	（支給率）																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自己都合</th> <th>勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>23.5月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>33.5月分</td> <td>41.34月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.5月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>勤続40年</td> <td>53.5月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> </tbody> </table>	区分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続40年	53.5月分	59.28月分	（その他の加算措置） ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） ・在職期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額を加算	
区分	自己都合	勸奨・定年																
勤続20年	23.5月分	30.55月分																
勤続25年	33.5月分	41.34月分																
勤続35年	47.5月分	59.28月分																
勤続40年	53.5月分	59.28月分																
退職手当 （県の規定に準ずる）	（経過措置） 平成18年4月1日から施行された退職手当の規定による額が、施行日前日において改正前の算定方法により計算した額より下がることとなる職員に対する保障措置を設ける。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給職員数</th> <th>1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>79,186,593円</td> <td>3人</td> <td>26,395,531円</td> </tr> <tr> <td>(79,186,593円)</td> <td>(3人)</td> <td>(26,395,531円)</td> </tr> </tbody> </table>	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	79,186,593円	3人	26,395,531円	(79,186,593円)	(3人)	(26,395,531円)	（平成18年度実績）							
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額																
79,186,593円	3人	26,395,531円																
(79,186,593円)	(3人)	(26,395,531円)																
時間外勤務手当 （県の規定に準ずる）	年 度	支給総額	支給対象職員数	1人当たり平均支給年額														
	平成18年度	205,544円	3人	68,515円														
（注）1 （ ）内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した一般職員に支給された平均額です。																		

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理ま たは監督の地 位にある職員	行政職（再任用以外の職員）の場合 9級（1種）125,088円、8級（2種）91,180円、 7級（3種）85,845円、7級（4種）68,676円、 7級（5種）60,140円、6級（6種）65,505円、 6級（7種）56,454円、6級（8種）48,403円		
		（平成18年度実績）		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		2,039,712円	3人	679,904円
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族とし て配偶者、子 等を有する職 員	ア 配偶者		12,000円
		イ 配偶者以外の扶養親族		6,000円
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の 扶養親族のうち1人		6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人		11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子		5,000円に左記 に当該する子の数 を乗じて得た額
		（平成18年度実績）		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
531,000円	3人	177,000円		
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け 月額12,000円を 超える家賃を支 払っている職員	ア 借家・借間居住者		家賃の額に応じ、最高27,000円まで 支給
		イ 自宅居住者		2,500円（新築・購入の日から5年を 経過するまでの間）
		ウ 単身赴任手当受 給者で配偶者の居 住する借家・借間 を借り受けている 者		借家・借間居住者の例により 算出した額の2分の1に相当 する額
		（平成18年度実績）		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		54,000円	4人	13,500円
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間 当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券 の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額 55,000円 >	

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
	イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給	
	ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算	
	エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料に相当する額(1ヶ月あたり3,000円を上限とする。)	
	オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。	
	(平成18年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	1,042,340円	5人	208,468円

7 役員の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
非常勤理事	1日につき10,200円 ^円	-	
非常勤監事	監査1回につき30,000円	-	

(21) 財団法人 暴力追放鳥取県民会議給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成18年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3人	6,632千円	302千円	2,603千円	9,537千円

（注）職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
185,233円	192,300円	56歳

（注）1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分	初任給	備考
一般職	大学卒 高校卒	理事長が別に定める「初任給基準表」によるものとし、年齢、採用前の経験年数、他の職員との均衡等を考慮して理事長が定める。

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況（平成18年度）

制度なし

（注）調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容																				
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ずる）	（支給割合） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.3月分</td> <td style="text-align: center;">0.71月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.5月分</td> <td style="text-align: center;">0.71月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.8月分</td> <td style="text-align: center;">1.42月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>職制上の段階、職務の級等による加算措置 無</p> （平成18年度実績） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">一人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2,603,100円</td> <td style="text-align: center;">3人</td> <td style="text-align: center;">867,700円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.3月分	0.71月分	12月期	1.5月分	0.71月分	計	2.8月分	1.42月分	支給総額	支給職員数	一人当たり平均支給額	2,603,100円	3人	867,700円
区分	期末手当	勤勉手当																			
6月期	1.3月分	0.71月分																			
12月期	1.5月分	0.71月分																			
計	2.8月分	1.42月分																			
支給総額	支給職員数	一人当たり平均支給額																			
2,603,100円	3人	867,700円																			
退職手当	（支給率） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">自己都合</th> <th style="text-align: center;">勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">勤続20年</td> <td style="text-align: center;">21.0月分</td> <td style="text-align: center;">26.25月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続25年</td> <td style="text-align: center;">25.8月分</td> <td style="text-align: center;">32.25月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続35年</td> <td style="text-align: center;">25.8月分</td> <td style="text-align: center;">32.25月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続40年</td> <td style="text-align: center;">25.8月分</td> <td style="text-align: center;">32.25月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 制度なし</p> （平成18年度実績） 該当なし			区分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	21.0月分	26.25月分	勤続25年	25.8月分	32.25月分	勤続35年	25.8月分	32.25月分	勤続40年	25.8月分	32.25月分			
区分	自己都合	勸奨・定年																			
勤続20年	21.0月分	26.25月分																			
勤続25年	25.8月分	32.25月分																			
勤続35年	25.8月分	32.25月分																			
勤続40年	25.8月分	32.25月分																			
時間外勤務手当	（平成18年度実績） 該当なし																				
区 分	内 容																				
	対象職員	支 給 月 額																			
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	制度なし																			

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
扶 養 手 当 (県の規定に に準ずる)	扶養親族として 配偶者、子 等を有する職 員	ア 配偶者	12,000円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の 扶養親族のうち1人	6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人	11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子	1人につき 5,000円を 加算
		(平成18年度実績)	1人当たり平均支給月額
住 居 手 当 (県の規定に に準ずる)	住宅を借り受 け月額12,000 円を超える家 賃を支払って いる職員又は 自宅に居住し ている世帯主 である職員	ア 借家・借間居住 者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで 支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年 を経過するまでの間)
		ウ 単身赴任手当受 給者で配偶者の居 住する借家・借間 を借り受けている 者	借家・借間居住者の例により 算出した額の2分の1に相当 する額
		(平成18年度実績)	1人当たり平均支給月額
通 勤 手 当 (県の規定に に準ずる)	交通機関等を利用し、又は 自動車等を使用 して通勤し ている職員	ア 交通機関等利用 者	次の 又は のうち、支給単位期間 当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券 の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額 55,000円 >
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400 円を支給
		ウ 公署を異にする 異動等に伴い特別 急行列車等を利用 することとなった 職員	制度なし

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
		エ 駐車料金を負担している場合	制度なし
		オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	制度なし
	(平成18年度実績)		
		支給総額	支給職員数
	110,400円	3人	3,067円

7 役員の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	- 円	-	
専 務 理 事	-	-	

(22) 財団法人 鳥取県教育文化財団給与等状況報告書

1 職員給与費の状況(平成18年度)

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
16人	42,791千円	6,041千円	16,012千円	64,844千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

一般職			専門職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
212,060円	222,320円	53歳	304,483円	346,150円	35歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区分	初任給	備考	
一般職	大学卒	159,700円	
	高校卒	124,900円	
専門職	大学卒(博士)	245,992円	教育職給与表(2)2級41号(3%カット)
	大学卒(修士)	207,466円	" 2級25号(2%カット)
	大学卒	186,690円	" 2級13号(2%カット)

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
一般職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
専門職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円	
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況（平成18年度）

制度なし

（注）調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容			
期末手当 勤勉手当 （県の規定に準ずる）	（支給割合）			
	区分	期末手当	勤勉手当	
	6月期	1.3月分	0.71月分	
	12月期	1.5月分	0.71月分	
	計	2.8月分	1.42月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			
	（平成18年度実績）			
	支給総額	支給職員数	一人当たり平均支給額	
	16,012,147円	16人	1,000,759円	
退職手当	（支給額） 中小企業退職金共済法に定められた額。 （ただし、役員・県退職職員は除く。） （平成18年度実績） 1人当たり平均支給額 28,800円			
時間外勤務手当 （県の規定に準ずる）	年 度	支給総額	支給対象職員数	1人当たり平均支給年額
	平成18年度	1,946,090円	15人	129,739円

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
扶 養 手 当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として 配偶者、子 等を有する職 員	ア 配偶者	12,000円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の 扶養親族のうち1人	6,500円
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1人	11,000円
		15歳に達する日後の最初の4月1日 から22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子	1人につき 5,000円を 加算
	(平成18年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
1,696,000円	10人	14,133円	
住 居 手 当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受 け月額12,000 円を超える家 賃を支払って いる職員又は 自宅に居住し ている世帯主 である職員	ア 借家・借間居住 者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで 支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年 を経過するまで)
		ウ 単身赴任手当受 給者で配偶者の居 住する借家・借間 を借り受けている 者	借家・借間居住者の例により 算出した額の2分の1に相当 する額
	(平成18年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
1,107,000円	8人	11,531円	
通 勤 手 当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を 利用し、又は 自動車等を使 用して通勤し ている職員	ア 交通機関等利用 者	次の 又は のうち、支給単位期間 当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券 の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額55,000円 >
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円 を支給
		ウ 特別急行列車等 を利用する職員	1か月の特別急行料金等の2分の1 の額(1月当たり2万円を上限とす る。ただし、特別急行列車の場合は 上限なし。)を加算

区 分	内 容			
	対象職員	支 給	月 額	
		工 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金に相当する額（1ヶ月あたり3,000円を上限とする。）	
		（平成18年度実績）		
		支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
		1,292,600円	15人	7,181円

7 役員の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	180,000 ^円	6月期 180,000円 12月期 180,000円	